

度の利用者があるとの説明を受け、審議に入りました。

委任の旨を証する書面用紙はどうなっているか、また自治省からの取り扱い要綱はいつごろ出ているかとの質問に対し、用紙は窓口には置いてないが、見本は同時に設置しておく。また議決後は広く市民にPRしたい。印鑑登録事務は地方自治体の固有事務であり、方法も千差万別であるため、自治省もこれを統一しよう。昭和四十六年十月に自治大臣の諮問機関として印鑑証明事務合理化研究会を発足させ、その結論が各都道府県知事に通達がありました。東京都も検討中であつたが、今回三十三市町村が同じ歩調で委任状の部分の改正を提出したわけであるとの答弁をいただきました。また質問の中に市役所事務でそのほか委任状の関係があるかとのことに対して、市民課関係では外国人登録においては、家族以外の場合には外国人登録事務取扱要綱で規定されているため切り変えることができないが、固定資産税関係については、現在二十六市担当課長会で検討中との答弁でありました。以上のような答弁があり、次いで本案に対し

採決いたしましたところ、当委員会としては全員異議なくこれを可決した次第であります。

よろしくご審議の上、当委員会の決定どおりご可決くださるようお願い申しあげ報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所

定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。

よつて議案第四十五号

福生市印鑑条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（塩野鉄之助君）

日程第三議案第四十六号福生市水道給水条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長小林菊三君登壇）

○厚生委員長（小林菊三君）

ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）

別添参照

なお議案第四十六号について審査の概要について報告を申し上げます。

本案は先般本会議第一日目において総括的に説明をされております。

福生市議会

したが、冒頭に水道課長より再び説明を求めました。

説明の内容は、

東京都の水道の一元化を本年中和想定したために、都で現在実施されている隔月検針及び集金等の事務レベルに近づけるため、当市の条例の一部を九月一日から改正しようとするものであるということで、質疑に入りました。

質問について申し上げます。

家庭用の十三ミリは一カ月どのくらい

になるか、また検針の方法についての質問に対し、一世帯平均三七名の一般平均家庭の水道使用量は一カ月二十トンで二カ月で四十トン、市料金は千三百六十円、都料金は七百円ということで、約四三％安くなるということであります。

隔月検針の地域を原ヶ谷戸、志茂の一部と本町方面を奇数月、また牛浜、志茂の一部と熊川方面を偶数月検針にするようにしてある。

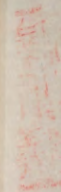
奇数月の場合は九月十五日、十一月十五日、

月十五日検針で、それぞれ一カ月後集金をする。

偶数月は十月十五日、

十二月十五日、二月十五日に検針して一カ月後に集金するとの答弁がありました。

また管別の加入件数はどのくらいか、現在行っている集金の方法と移管後はどうなるかの質問に対しまして、管別の加入件数は前



年時点で十三ミリが一萬六千二百九十九件の七八%、二十ミリ千十八件の七%、二十五ミリ千八百九十六件の一四%となつておるとの答弁でありました。

また集金の方法等は現在個人委託方式であり、市長と当人と二年契約し、移管後も市の実態に即応するため引き継がれることになつてゐるとの答弁がありました。次いで本案に対し採決いたしましたところ、当委員会としては原案を可決した次第であります。

よろしくご審議の上、当委員会の決定とおりご可決くださるようお願い申しあげまして、ご報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第四十六号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から

所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よつて議案第四十六号

福生市水道給水条例の一部を改正する条例は委員会審査報告とおり可決されました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第四議案第四十七号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本四十七号議案につきまして、簡単に各委員からの質問と、またそれに対する答弁をご報告させていただきます。

各委員よりは、都市公園の<sup>増</sup>設に伴っての今後の管理はどのようなになっているか。また明神下公園の設備——これは噴水、照明等の完

備しているりっぱな公園でございますが、その公園も市民の利用にたえるように設定されたい。また公園の中にチビッコ広場の要素をつくる

ことはどうか。明神下公園と桜公園、金堀公園の両公園を比較すると

きに、明神下公園のほうが七倍以上の規模を持っているがその理由。ま

た明神下公園の樹木が少ない。今後各公園とも車イスを乗り入れら

れるような施設をつくったらどうか等の質問に対しまして、公園の管

理につきましては現在係長以下六名をもってこれを運営されている。そ

の利用については市民の立場から、よく公園を受用するような考え方をし

ていただくために立て看板等を立ててこれをPRしていく。また樹木に

ついては第二次計画で充実ははかっていきたい。身体障害者用の車

イスの乗り入れは非常にけっこうなのでやりたい。しかしながらこれ

をやったときにバイク等の乗り入れがあるので、その点を考えながら進

めていきたい。

多摩河原の明神下公園と他の公園との差については徐々にこれを直していきたい。またチビッコ広場については別途に考えて

設置をしていきたい。多摩河原の明神下公園と他の公園との差につい

ては、北に柳山公園、南に南公園等があり、その中間的な考え方でこ

のような公園を設置をしたと、このような質疑応答の中におきまして、

本四十七号議案については全員一致をもって原案どおり可決したもので

ございます。

よろしく委員会の決定どおりご可決ありますようお願いいたし

まして審査報告いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○七番(宇佐美良時君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号については、討論を

省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

おはかりいたします。

ただいま宇佐美良時

君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第四十七号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(塩野鉄之助君)

日程第五議案第四十八号福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長大野行夫君登壇)

○建設委員長(大野行夫君)

審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

なお本四十八号議案につきましては、五年を四年とするという期間の問題がございまして、委員よりこの期間の短縮につきましても質問がなされまして、理事者より市の現在の区画整理事業については年次計画が伸びているのが現状である。福生駅東口の開発につきましても一年間短縮ということは非常に困難な問題ではあるが、これを推進していく上に障害である権利関係、またその調整等を今後の大きな問題としてわれわれも取り組んでいく。仮換地の指定が進んでいけば権利関係の整備が大部分の仕事となっていくので、これらの点を片づけていくようになれば順調な進み方ができると思う。このような質疑応答の中におきまして、本条例を全会一致で可決した次第でございまして、よろしく委員会の決定とおり原案を可決していただきますようお願いいたします。審査報告といたします。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○七番(宇佐美良時君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十八号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おほかりいたします。ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よつて議案第四十八

号福生都市計画事業福生駅東口土地画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第六議案第四十九号福生市基本構想審議会

条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長貫井喜代次君登壇)

○総務委員長(貫井喜代次君) 審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお引き続きまして補足説明をいたします。

本案の審議に先立ちまして理事者の説明を求め、上野企画財政課長からこの基本構想審議会の設置は地方自治法に基づく設置であり、第二条の「所掌事項」についての最終的な決定は議会である。また第三条の「組織」の委員の任命中の「市議会議員から五人以内」については議会で選考していただくことになる。第四条の委員の解任は来年三月ごろとなる予定である。またそのことについては昨年後半から準備を進めてきており、市役所内に七つの部会を設けてそれぞれ審議を進めている。なおこの審議会条例は都下十一市がすでに議決され

ている等の説明があり、質疑に入りました。

この審議会条例の設定はけつこうな条例でありおそきに過ぎる感がある。委員を選ぶ際は各階層から幅広く公平に選んでいただきたい。また議員から選出される委員は全員協議会にはかつて選出されたい。解任の点は来年三月と説明されたがわずか半年くらいで基本構想がでるものかどうか。構想であるから予算はつかないが将来に向かつての福生の理想図をつくるということが根本と思うが、この構想は何月ごろで上がるのか。委員二十人以内で組織するということであるが説明によると議員五人以内をきめてから関係行政機関と相談をして市民の代表八人以内をきめていくという取り方でよいのか。七つの部会というものを説明されたい。委員数の二十人以内ということについて他市ではどの程度か。また委員二十人がどの部会を担当するということはないのか等の質疑に対し、その回答が基本構想というもののは概念を定めるといふ考え方なのでそれほど突っ込んではいない、またそれほど時間を要するものではない。ある市では学者にまかせて学者のつくったものを基本構想として提出したところもある。しかしその地域の考え方が

入らないと合理的なものができないので、当福生市としては地域開発研究所に委託して調査してもらっている。それを内部で審議し実情に合う形につくり上げようということである。七つの部会のうち四つないし五

つの部会はすでに結論が出ているので、六月中には全部の部会で結論を出してもらい七月中に総案を求めるつもりで進めている。また委員の組織については市長が任命するものであるから市長が選考しても差しかえないものであるが、十分に市民の意向が反映できなかったということにもなり得るので議会に相談してご意見を承りたいと考えている。七

つの部会とは都市基盤整備部会、生活環境整備部会、社会福祉部会、経済部会、教育部会、企画部会、総務部会の以上七つで構成されている。委員の人数については十五人前後という市が標準

のようであるが、当市は議会、職員の構成を考え二十人以内とした。また二十人の委員がどの部会を担当するということはないかについては、部会でどんな意見が出てそのものを審議会にはかる予定であり、したがって担当部会を設けるということは予定していない。以上のような活発な質疑応答のあと、採決の結果全会一致 原案を

可決すべきものと当委員会は決定いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、当委員会報告どおり決定くださるようお願い申しあげ、補足説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十

九号福生市基本構想審議会条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第七議案第五十号福生市都市施設整備

基金条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長貫井喜代次君登壇）

○総務委員長（貫井喜代次君） 審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお補足説明をさせていただきます。

本案審査に先立ちまして理事者の説明を求めましたところ、上野企画財政課長より、この基金条例の設定についてはすでに全員協議会でもご協議をいただいておりますとおり、土地区画整理事業の多摩河原地区事業にかかわる水道事業費として、二億二千七百円、その工事費の半額近い費用

を区画整理事業会計から負担していただきたいとした一億円であります
が、その一億円のうちの五百万円は都市計画事業による水道管布設工事に
充て、残りの九千五百万円を都市施設整備事業の資金に充てるためにこの基
金条例を設定しようとするもので、したがって基金の額は第二条にうた
われているとおり九千五百万円以上となっている。なお基金の処分は第一
条に定める市の都市施設整備事業以外には処分できないことになってい
る等の説明があり、質疑においては、第三条に最も確実かつ有利な
方法とあるがこれはどういうことか、もしさらに有利なところがある
といわれたら困ると思うがとの質疑に対し、それは確実と有利という二つの
条件を備えているということで、いわば条例ことばのようなもので他にもこ
のような条例で使われているとの答弁があり、採決の結果、当委員会とし
ては全会一致原案可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、当委員会報告どおりご決定くださるよ
うお願い申しあげまして、補足説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。
○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十号については、討論を
省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君
から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告ど
おり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決
することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第五十号
福生市都市施設整備基金条例は委員会審査報告のとおり可決され
ました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第八議案第六十号昭和四十九年度福生市

議四十四 議四十六 議四十七 議四十八 議四十九 議六十

福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長大野行夫君登壇)

○建設委員長(大野行夫君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお議案第六十号につきましては、過日の全員協議会で議員各位に理事者より細部にわたる説明がなされたとおりでございまして、委員よりは保留地の二万平方メートルに対するその処分についての公共用地とそれから一般分譲の土地をどのように考えているか。このような質問に対しては、計画は今後の公共用地の代替地として取得していききたい。公募による一般分譲か公社に預けるか現在のところは確定はしていない。現在の金融等を合わせて開発公社を通して購入していく考えである。また開発公社の資金の融通でこの二万平方メートルの保留地処分の方法に連ねていきたい。秋ごろにはその見通しかつくものと思う。 審議会また議会側にも

福生市議会

老字棟大

協議を願う。極力多くの保留地を確保して今後の公共事業の代替地として利用したい。またこの問題については公社と話を続けていくが、最終的に資金がつかないときには一般分譲という考えも起ってくるが、このことについてはその時点で議会側とよく協議をして進めていきたい等の答弁がなされ、委員会といたしましては全員一致で原案を可決した次第でございます。

よろしくご審議ご決をいただきますようお願いいたします。 審査報告といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○七番(宇佐美良時君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議六十五

議六十一

議六十三